

# ごみの分け方・出し方

## ごみの出し方の注意

- ① 指定袋を使用する。 ② 世帯主名を記入する。 ③ 収集日当日の午前6時から午前8時までの間に各収集場所へ出す。  
④ 出したごみが回収されなかった場合すみやかに持ち帰る。 ⑤ 収集に出すまでは飛散しないよう保管する。

## 収集日

毎月第1水曜日	毎月第2水曜日	毎月第3水曜日	毎月第4水曜日	毎週土曜日	4・6・8・10・12・2月の第1水曜日	5・11月の第4水曜日	5・11月の第3曜日	
新聞	雑誌	びん	段ボール	缶 アルミ スチール	ペットボトル プラスチック 食品トレイ	可燃ごみ	不燃ごみ 焼却灰	粗大ごみ

## 資源ごみ

### アルミ缶

アルミ缶の表示のあるもの。  
水洗いする。  
汚れの落ちないものは不燃ごみへ。



### スチール缶

スチール缶の表示のあるもの。  
水洗いする。  
汚れの落ちないものは不燃ごみへ。



### ペットボトル

ペットボトルの表示のあるもの。飲料・焼酎・醤油・サラダ油などの容器でペットボトル製のもの。  
水洗いする。  
キャップ・ふたは取り外す。



### 硬質プラスチック (キャップ類・ボトル類)

水洗いする。  
汚れの落ちないものは不燃ごみへ。



### 食品トレイ・ 発泡スチロール

きれいに水洗いしよく乾かす。  
◆透明・半透明のもの、プラスチック製のもの、フィルムやラベルのついたもの、銀色のトレイは可燃ごみへ(例:納豆、豆腐、卵、カップラーメンの容器)。  
◆指定袋に入らない場合は割って入れてください。



### 紙パック

牛乳・ジュースの紙パック。  
(内側がアルミのものは除く)

水洗いする。  
切り開いてよく乾かす。



※拠点回収: 農協店舗及び菊原酒店に設置してある回収箱へ入れるか、役場へ持参してください。

### 新聞

新聞、広告、折込みチラシ。



ひもで十文字にしばる。  
金具(ホッチキス等)は取り外す。

みえるところに世帯主名を書く。

◆ごみの重さは5kg以内にする。

◆ビニールの包装・封筒・感圧紙・カーボン紙は混ぜない。

◆ごみの重さは5kg以内にする。  
◆ビニールの包装・封筒・感圧紙・カーボン紙は混ぜない。

◆ごみの重さは5kg以内にする。

◆ビニールの包装・封筒・感圧紙・カーボン紙は混ぜない。

◆農業用は回収不可

### びん

水洗いする。  
キャップ・ふたは取り外す。びんは割らない。

◆牛乳びん・一升びん・ビールびんは販売店へ

◆化粧品・調味料・油のびんは不燃ごみへ。

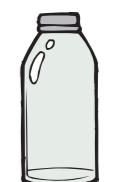
### 茶色のびん

栄養ドリンク・インスタントコーヒー・クリープ・養命酒・カルピス・桑などのびんのうち、表面が茶色のもの。



### 無色透明のびん

表面が無色透明のもの。



◆「白色のもの」や「すりガラス状のびん」は「その他の色のびん」へ。

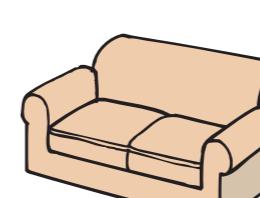


### その他の色のびん

ウイスキー・ワイン・酢・ラムネのびんのうち、表面に色のついたもの。外国製のびん。

## 粗大ごみ(有料)

村指定場所へ、各自持込み。



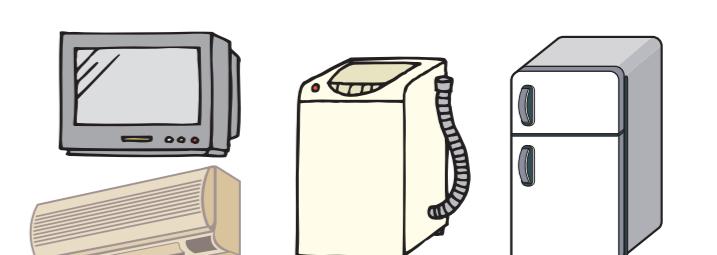
家具、家電製品、布団、毛布、じゅうたん、自転車など。



### ※家電リサイクル法対象5品目

法律によりリサイクルが義務づけ。買い替えにより不要になったものは販売店へ出すか、民間業者の回収へ出して下さい。

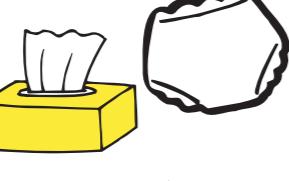
(粗大ごみ回収日でも業者が回収します。)



## 可燃ごみ

### 紙類

紙くず(再生できないもの)、紙あおり、飲料用パック(内側がアルミのもの)など。  
◆新聞・雑誌・チラシなど再生できるものは混ぜない。



### パック類

卵パック、バターの容器など。



### 革・布類

衣類、靴、バッグ、手袋、帽子、ランドセルなど。



### ゴム類

ゴム長靴、水枕、輪ゴムなど。

◆古タイヤは粗大ごみ。



### その他

粘土、石鹼、使い捨てカイロ、固めた食用油、乾燥剤など。



### 軟質プラスチック類

お菓子・パンの袋、レジ袋。



◆硬質プラスチック(キャップ類・ボトル類)は混ぜない。

### カップ類

カップ麺、納豆、プリン・ヨーグルトの容器など。



### チューブ類

マヨネーズ・ケチャップ・ソース・歯磨き粉の容器など。



### 木類

割り箸、木製まな板、木製玩具など。



直径5cm、長さ50cm以下に

切って指定袋に入れる

## 不燃ごみ(従来の埋立ごみ)

### 金属類

金属製の食器、鉄鍋、フライパン、やかん、スプレー缶、油缶、ビールびんのふた、包丁、小刀など。



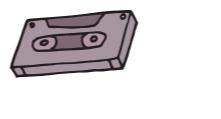
### ガラス類

ガラス製のコップ、板ガラス、化粧品や油のびんなど。



### プラスチック類

カセットテープ、ビデオテープ、プラスチック製の植木鉢など。



### 陶磁器類

せとものの茶碗・食器・植木鉢など。



安全のためわざたものは缶などへ詰めてから指定袋に入れる。



◆ごみ袋の重さは5kg以内にする。

### ゴム類

ゴム製ボール、ゴムホースなど。



◆長いものは長さ50cm以下に切って指定袋に入れる。

## 有害ごみ

### 焼却灰

掘り起きたつや風呂釜より出る灰、剪定した庭木や枝葉を焼却して出た灰。

◆ごみ袋の重さは5kg以内にする。

◆焼却して残った木材は混ぜない。



蛍光管・電球、乾電池、体温計・温度計(水銀使用のもの)

※拠点回収: 小学校上の駐車場にある有害ごみ回収ステーションへ各自持ち込み。

◆事業所のものは回収不可。

◆割れたものは不燃ごみへ。

◆包装は取り除く。

◆携帯電話の充電式電池は販売店へ。

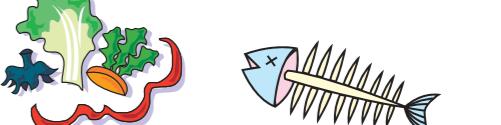


### 生ごみ

・収集は行いません。

・自家処理してください。

・生ごみ処理機(コンポスト含む)を購入した方に補助制度がありますのでご活用ください。



購入金額の1/2で上限を8万円とし、千円未満は切り捨て。

※補助金を受けてから5年間は補助できません。

### 農業用プラスチックごみ

(肥料・農薬の袋及びプラボトル、マルチ、ハウスビニール等)

一般家庭・農家を問わず農協の回収へ出してください。

(村では収集しません)

問合せ先: 長野八ヶ岳農協南相木支所

営農センター(電話78-2258)

### 住宅廃材

家屋の改修・取り壊し、屋根瓦の吹き替えをする場合、発生した廃棄物は村では処理できませんので産業廃棄物の取扱業者に処理を依頼してください。発生した廃棄物はすみやかに処理してください。

(自分の所有する土地に一時保管する場合でも、目的もなく放置していると不法投棄とみなされる場合がありますのでご注意ください)

工場・農場・商店・店舗・事務所などにおいて事業活動に伴い発生するごみは、法律で事業者自らの責任によって処理することとされています。廃棄物の種類により適正な処理をお願いいたします。

### 不法投棄・野外焼却の禁止

近年、村内において悪質なごみの不法投棄事件が発生しています。不法投棄しない・させない環境をお互いにつくりましょう。

平成13年4月1日よりごみの野外焼却は原則禁止となりました。また、平成14年12月1日からは下記のすべての構造を満たさない焼却炉でのごみ焼却が禁止となりました。

- ① 燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の状態で焼却できるもの
- ② 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を投入できるもの
- ③ 燃焼ガスの温度を測定するための装置が設置されているもの
- ④ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設置されているもの

(違反者への罰則)

ごみの不法投棄や野外焼却の違反者には5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、または双方が課せられます。

### ごみの減量化・リサイクルの推進にご協力ください。

① 生ごみは堆肥化し再利用する。